**平成２３年（フ）第１５２号**
長野県千曲市大字内川598番地１　マーヴェラス102
債務者　渡邊　勝夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１５３号**
長野県千曲市大字内川598番地１　マーヴェラス102
債務者　渡邊　邦子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１５５号**
長野県上田市上田原786番地10　小平ハイツ103号、前住所長野県千曲市大字中421番地３サンコーポラス更埴１―308
債務者　青山　直子（旧姓戸松・瀧澤）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１６０号**
長野県上田市吉田473番地２
債務者　松澤ジャキリンレロハスこと　MATSUZAWA　JACQUILINE　RELOJAS
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１６４号**
長野県上田市真田町長3316番地４
債務者　重富　利哉
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２３年（フ）第１０３号**
長野県岡谷市長地源２丁目１番７号　御子柴マンション208号
債務者　濵　　隆志
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第１０５号**
長野県茅野市仲町５番19号　メゾン丸山102号、前住所長野県茅野市宮川6643番地５
債務者　北澤　高江
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第１１０号**
長野県茅野市宮川7459番地171　県営45号
債務者　小林　武男
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２３年（フ）第３９８号**
兵庫県伊丹市西野８丁目５番地　県住小松原８―273号
債務者　堀尾冨美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４１５号**
兵庫県伊丹市鈴原町５丁目12番地１森下文化202号、前住所兵庫県伊丹市西台１丁目６番17―403号
債務者　中村　佳弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第４１８号**
兵庫県川西市矢問３丁目３番８号
債務者　林　みどり
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２３年（フ）第１１４号**
奈良市東九条町443番地の１　ハートリーフ102
債務者　植田　優司
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第３５２号**
徳島県阿波市阿波町馬場17番地
債務者　岡西　**靜**一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３６９号**
徳島県徳島市南沖洲５丁目５番25号　徳島市立寿楽荘、住民票上の住所徳島県徳島市秋田町１丁目54番地
債務者　田野　リカ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１８１号**
福岡県飯塚市吉北4214番地１　市営吉北住宅16棟166号
債務者　岡田　宣勝
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２３年（フ）第１８９号**
福岡県嘉麻市上山田818番地８　市営団地212号
債務者　久保田直昭
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部